

政策金融による商店街等支援 ～観光産業等生産性向上資金（訪日外国人旅行者対応）～

○日本を訪れる外国人旅行者向けに設備投資等を行い、インバウンド対応に取り組む商店街、小売業者（免税店、免税手続事業者）等に対し、日本政策金融公庫による融資制度を実施しています。

▼ 具体的には、訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る方であって、次のいずれかに該当する方が融資対象です。▼

①消費税免税店を経営する方（※）

＜設備資金・運転資金＞

（例）

・消費税免税店がインバウンド対応を図るために導入する免税対応機器等の費用

※免税店許可を受ける見込みの方を含みます。

＜免税対応機器等導入費用＞
（決済端末）



②承認免税手続事業者（※）

＜設備資金・運転資金＞

（例）

・商店街振興組合等が免税手続カウンターを設置する際の従業員向け研修費等の費用

※承認免税手続事業者とは、免税手続カウンターを設置する事業者のこと。承認を受ける見込みの方を含みます。

＜免税対応従業員費用＞
（人件費）



③商店街組織向けの補助金の交付を受けた商店街振興組合等（※）

例えば、中小企業庁商業課所管の26年度～30年度地域商業自立促進事業費補助金などが該当

＜設備資金・運転資金＞

（例）

・商店街振興組合等がインバウンド対応を図るため導入する多言語マップ等の費用

※補助金交付を受けた商店街内の個店を含みます。

＜多言語マップ等導入費用＞



④免税手続きカウンターが設置された特定商業施設内において事業を営む方（※）

＜設備資金・運転資金＞

（例）

・特定商業施設内で事業を営む方がインバウンド対応を図るために導入するWi-Fi機器等の費用

※「特定商業施設」とは、商店街振興組合等の定款に定められた地区に所在する販売場及び当該地域を指す。

＜Wi-Fi機器等導入費用＞



	貸付限度額（うち運転資金）	貸付金利（特別利率②・令和元年9月1日現在）
中小企業事業（中小企業者向け）	7億2,000万円（2億5,000万円）	5年：0.46%（※1）
国民生活事業（小規模事業者向け）	7,200万円（4,800万円）	5年：1.51%（※2）

※1 標準的な貸付利率。適用利率は信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

※2 担保を不要とする融資制度を希望される方に適用される利率です。担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

観光産業等生産性向上資金（訪日外国人旅行者対応）～設備・運転資金の具体例や事例～

【設備資金及び運転資金の具体例】

設備資金（融資期間20年以内）：特別利率②	運転資金（融資期間7年以内）：特別利率②
<ul style="list-style-type: none"> ・店舗や宿泊施設の新設及び増改築、外国語等標記による案内看板等 ・外国人旅行者向け送迎車両等 ・外国語HP、アプリ等 ・免税対応システム、クレジットカード対応機器、タブレット端末等 ・Wi-Fi、データ通信端末等 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記設備のリース費用 ・従業員に対する語学研修費用等 ・外国人従業員を雇用するために必要な費用等

【インバウンド対応取組事例】

【背景】・・・小売業者。国内市場が縮小する中、採算を重視した店舗のスクラップ&ビルドにより、何とか収益を維持している。

【取組】・・・抜本的な打開策を検討する中で、昨今のインバウンド需要の取込みを図る目的で、新規出店に際し、消費税免税店の許可を取得。

【効果】・・・通常の新規出店に比し、出店に係る経費は増加したものの、収益は大幅に向上。

【今後】・・・出店場所如何でインバウンド需要の取込み状況が大きく変わってくることから、ニーズを踏まえた上で投資効果が見込まれるため、融資を受けて積極的にインバウンド対応を図り、収益力の向上を目指す。

【背景】・・・商店街に位置する宿泊業者。当該商店街が「地域・まちなか商業活性化支援事業」で補助金の交付を受けたもの。

【取組】・・・当該地域においては、更なる外国人旅行者の増加が予想されたことから、外国人にも快適な滞在を提供できるよう、客室等を改装。

【効果】・・・改装後の客室については、外国人旅行者からの反応は良く、口コミによる集客力向上が見込まれる状況。

【今後】・・・今回の改装では、一部客室の改装に留まったため、改装後の客室稼働率を勘案しながら、集客力向上のため、融資を受けて全客室の改装を検討している。

●お問い合わせ先（制度の概要）

中小企業庁経営支援部商業課（財政投融资担当）
TEL：03-3501-1929（直通）

●お問い合わせ先（制度全般・手続き全般）

日本政策金融公庫
 > 国民生活事業（個人企業・小規模事業向け事業資金）
 > 中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505（平日9時～17時）

③商店街組織向けの補助金の交付を受けた商店街振興組合等～対象補助金～

参考

対象補助金一覧

平成26年度 地域商業自立促進事業費補助金

平成27年度 地域商業自立促進事業費補助金

平成27年度補正 商店街・まちなかインバウンド促進支援事業費補助金（商店街インバウンド促進支援事業）

平成28年度 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（地域商業自立促進事業）

平成28年度補正 商店街・まちなか集客力向上支援事業費補助金（商店街集客力向上支援事業）

平成29年度 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（個店連携モデル支援事業）

平成29年度 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（地域商業自立促進事業）

平成29年度 地域文化資源活用空間創出事業費補助金（商店街支援事業）

平成30年度 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（地域商業自立促進事業）

平成31年度 商店街活性化・観光消費創出事業費補助金

（出典）平成31年度 株式会社日本政策金融公庫 特別貸付制度要綱集より抜粋

- ◆ 本資料中の貸付条件等は平成31年度現在の条件です。本貸付制度は毎年度見直しを行うこととされているため、**翌年度以降に行う貸付については、本貸付制度の廃止や貸付金利の引上げ、対象補助金の縮小も含め、貸付条件が変更となる可能性があります。**補助金の交付を受けた商店街内の**個店も貸付対象となりますので、対象となる商店街の皆様におかれましては、商店街内に積極的に周知いただき、御関心のある方は、まずは日本政策金融公庫まで、お早めに御相談ください。**